

論
説

環境的シテイズンシップのタイポロジー

丸
山
正
次

目
次

はじめに

一 環境的シテイズンシップの構想に課される条件

二 環境的シテイズンシップの類型

おわりにかえて

はじめに

自らを生態系の一員とみなしたときに、われわれ人間にはどのような権利や義務が生じることになるのかを捉える視点の一つが、環境的シテイズンシップである。この概念の必要性を提唱したB・ヴァン・ステイーンベルゲンは、自らが編著者となった『シテイズンシップの条件』（一九九四年）への寄稿論文「グローバルなエコロジー的

市民を求めて」の中で、かつて次のように述べていた。「現在の議論は『二つの文化』に関係しているように思われる。一つはシテイズンシップの問題を扱うものであり、もう一つは環境問題を扱うものである。これまでは、これら二つの文化は交わることがなかった。この章では、エコロジカル・シテイズンシップないし環境的シテイズンシップについて考えられる意味（より正確には諸意味）の問題を提起することによって、これら二つの文化を一つのものにしよう」と試みたい」（Steenbergen, 1994: 142）」と。

環境保護への関心と市民のあり方についての関心がそれぞれ別のものとして捉えられてきたとする彼のこの記述は、やや誇張が含まれていると思われる。というのも、『かけがえのない地球』を一九七二年の国連人間環境会議の基本指針として書いたB・ウォードとR・デュボスによると一般にはされている「地球的に考え、地域的に行動するThink globally, act locally」の標語には、明らかに「地球的市民」という認識が含まれていたし、そもそも「環境的シテイズンシップ」という用語でさえ、B・セルシンスキーによれば、カナダ環境省が一九九〇年には創作していたと言われている（Szerszynski, 2006: 75）からである。

とはいえ、この概念についてのアカデミックな考究は、少数の例外を除けば（たとえば、F・ステイワード（Steward, 1991）など）、たしかにスティーンベルゲンが言うように、九〇年代半ばまではほとんどなされてはいなかった。ところが、彼が上記のように指摘した前後の時期から、状況は大きく変化していった。まず、自由主義的な緑のシテイズンシップ概念についての考察を含むT・ヘイウォードの『エコロジー的思想入門』（Hayward, 1995）が公刊された。これに対して、「社会的・政治的評価において占めてきたその中心から人間を退去させるという一連の仮説に基づいた新しい思考方法」（Smith, 1998: 1）をとるのがエコロジズムだと主張するM・J・ス

ミスが、『エコロジズム——エコロジカル・シティズンシップをもとめて』（一九九八年）を公刊した。さらにJ・バリーが、エコロジカル・スチュワードシップこそが環境的シティズンシップだとする『緑の政治再考——自然、美徳、進歩』（Barry, 1999）でこの問題への独自の視点を提供し、さらに前記スマイスが共著『環境とシティズンシップ——正義、責任、市民参加の統合』（Smith & Pangasapa, 2008）の中で「環境的シティズンシップにかかわる」これらの論争における新たなベンチマーク」を示すものなどの高い評価を与えたドブソンの『環境とシティズンシップ』（Dobson, 2003 = 2006）が公刊され、その後二〇〇五年と二〇〇六年には、ドブソンが共編者となった二つの編著書『シティズンシップ・環境・経済』（Dobson & Saiz, 2005）と『環境的シティズンシップ』（Dobson & Bell, 2006）が出版されている。

このように、環境的シティズンシップをめぐるのは、ここ一五年くらいの間、研究蓄積が急速になされてきたが、この間明らかになってきたのは、環境的シティズンシップ、あるいは緑のシティズンシップ、エコロジカル・シティズンシップ、それぞれの概念については、相当異なった構想がありうることであつた。⁽¹⁾

本稿は、これらの構想をいくつかの類型に整理することを目的としている。類型化の方法はさまざまありうるであろうが、ここでは、環境的シティズンシップの構想に際して課されたいくつかの社会的条件を基にして、類型化を図ることにした。そこで論文の構成は以下のものである。最初に環境的シティズンシップの構想を強く規定する条件について検討する。次にそれらの条件に応えた四つのタイプの環境的シティズンシップの特徴を詳述する。そして最後に、これらの諸構想の特徴を要約していきたい。

一 環境的シテイズンシップの構想に課される条件

1 シテイズンシップの伝統

政治的な概念はどのような概念であれ、その構想に際しては、当該概念の歴史を無視することはできないであろう。特に「シテイズンシップ」概念は、西洋政治史においては非常に古くからの歴史を抱えている以上、そうした歴史の持つ重みには、計り知れないものがあると思われる。シテイズンシップの理論家たちが語るその多様性は、まさにこの歴史的な古さのゆえとも言えるであろう。その場合、ヨーロッパの研究者は、まずこの言葉が社会一般の中で使われている用法を無視するわけにはいかないであろう。この一般的な用法に関して、ヨーロッパ社会の研究者宮島喬は、この言葉がほぼ三つの意味で使われていることを次のように指摘している。

シテイズンシップ、フランス語では「シトワイアヌテ」は、多義的な言葉である。…が、今日ではシテイズンシップという語は大まかに三つの意味の文脈で用いられているといつてよいだろう。第一に、たとえば「アメリカン・シテイズンシップ」という言い方があるように、「国籍」とほとんど同じ意味に用いられる。第二は、市民という地位、資格に結びついた諸権利を指す用法である。…以上に対し、シテイズンシップの第三の意味は、人々の行為、アイデンティティなどにかんするもので、どちらかといえば社会学的コンセプトである。(宮島、二〇〇

四・二一三)

社会学者である宮島はシティズンシップを「市民権」と日本語で表現することの狭さを指摘するために上のように語っているが、政治理論研究者であれば、上のような三つの用法を規定する二つの伝統を指摘するほうがむしろ一般的であろう。たとえば、グローバル化した現代社会におけるシティズンシップ理論を提唱するG・デランティは、シティズンシップが「権利、義務、参加、アイデンティティ」が組み合わされた束からなっている（言い換えるとこれらの組み合わせの力点が異なることによって、諸種のシティズンシップ構想ができていく）ことを指摘しながらも、そこに二つの支配的モデルを識別することの重要性を指摘している。すなわち、「ひとつはシティズンシップを形式的、法的に制度化された地位であるとする、市場と国家を中心に考える見方であり、もうひとつはシティズンシップを市民共同体への実際の参加としてとらえる見方である」（Delanty, 2000 = 2004 : 20）、と。あるいはまた、現代的なシティズンシップとしての「多重的シティズンシップ」をも視野に入れて『シティズンシップとは何か』を公刊したD・ヒーターも、シティズンシップの特質を理解するためには、伝統的解釈を二つの潮流に区別することが有益であることを認め、それらについてこう指摘している。「第一は、市民共和主義的市民権（civic republic citizenship）であり、諸々の義務に、その強調点をおくものである。第二は、自由主義的市民権（liberal citizenship）であり、諸々の権利に、その強調点をおくものである」（Heater, 1999 = 2002 : 6）、と。

このように、デランティにしてもヒーターにしても、表現方法は異なっているとはいえ、示している認識は共通している。西洋においては、古代ギリシアのポリスと古代ローマ共和国の経験に由来する市民的共和主義のシティ

ズンシップと、近代の自由主義の中で構想されたシテイズンシップとの二つの伝統が強固に存在しているのである。一般的に「環境的」「緑の」「エコロジ的」などの形容詞に比べて、名詞である「シテイズンシップ」のほうが、概念の根幹を形成する以上、このことは非常に重要であると思われる。中心となる言葉についてのこの伝統が、概念の構想に大きな影響力をもつであろうし、また異なった構想を懐かせる際にも重要な契機になるだろうと予想できるからである。

2 シテイズンシップの緑化

環境的シテイズンシップへの近年の注目、言うまでもなく、シテイズンシップ研究一般の近年における高まりと関連性をもっている。実際、「はじめに」で触れたステイーンベルゲンが、一つの「文化」として見ていたのは、まさにこの高まりであった。この高まりについて、自ら『シテイズンシップ・ハンドブック』の編著者となったイシンとターナーは次のように指摘している。

シテイズンシップ研究登場の背景には、明らかに、「ポストモダンニゼーション」と「グローバルゼーション」とに関連するより広範な条件が存在し、そしてまた、そうした条件の具体的な表れである、階級の再構成、新しい国際的な政府レジームの出現、さまざまな形態の資本蓄積レジームの登場、新しい社会運動とそれらによる承認と再分配の戦いが、それらと並んで存在している (Isin & Turner, 2002 : 1)。

この指摘にもあるように、シティズンシップへの注目は、ポスト近代とグローバル化という、歴史的な政治環境の変化がその背景に存在している。伝統的なシティズンシップはどちらのバージョンであれ、基本的に「ナショナルなもの」を前提としていた。ところが、その前提となる「ナショナルなもの」の自明性」が揺らぎだしたために、シティズンシップを捉えなおす必要が生まれてきたのである。

こうしたことは、環境的シティズンシップの場合、特に際立った要請となる。というのも、環境問題は「国境線」によって遮断できないことが明白であり、地球温暖化などでは市民が他者から被害を受けるのではなく、むしろ自ら加害者となって、自分たち自身や自国の環境的弱者に対して、さらには遠く離れた第三世界の人々に対して、「環境的悪財 environmental bads」の負荷を押しつけることで引き起こしているものが多い。また、「持続可能な発展」についてのさまざまな構想が指摘しているように、われわれの環境への配慮は、現世代だけではなく遠い将来の世代に対しても、あるいは、他の種や生態系全体に対しても及ぶようにすることが求められている。したがって市民は、単に問題の告発者となるだけではなく、自らが問題の解決者とならなければならなくなっているのである。こうした点を考慮すると、「シティズンシップの緑化」を掲げたH・デイーンの次の指摘が、ここで求められた課題を簡潔にまとめていると思われる。

緑の思考はわれわれのシティズンシップの理解に対して、少なくとも三つの違ったやり方で影響を与えているとみなすことができるであろう。第一に、環境的関心が、市民としてわれわれが享受している権利についてのわれわれの理解に入ってきた。第二に、エコロジー的思考と結びついた地球的認識レベルの高まりが、シティ

ズンシップの潜在的な領域についてのわれわれの理解を拡張するのに役立った。第三に、登場してきているエコロジー的関心が、シテイズンシップに付随する責任についての複雑な論争に油を注いでいる。(Dean, 2001 : 491)

ここにあるように、環境に関わる権利と、シテイズンシップが作動する領域、そして責任、これらについての再考が環境的シテイズンシップの課題になっていくのである。

では、以上みてきた条件と課題に依って、どのような環境的シテイズンシップの構想が提唱されてきているのであろうか。

二 環境的シテイズンシップの類型

1 自由主義に依拠する環境的シテイズンシップ

前章でみたように、シテイズンシップの一つの強固な伝統は自由主義にあつた。この自由主義の伝統を基礎にして緑のシテイズンシップを提唱している代表は、T・ヘイワードとD・ベルだと思われる。両者のうち、特にヘイワードは、環境政治理論の世界では、後で検討するドブソンが「新しいイデオロギー」としてのエコロジズムを提唱しようとするのに対して、終始一貫して、啓蒙哲学の伝統、特に自由主義の伝統の「内在的な批判」によつ

て環境問題に応えることは可能だとしてきた論者である。⁽²⁾そのため、その理論的な考察は環境政治理論が扱う多くの事項に及んでいる。しかし、環境的シティズンシップに限定すれば、両者の主張はほぼ5点に要約できると思われる。

① 穏健な人間中心主義によるエコロジーへの配慮

第一の論点は、エコロジー的な問題に配慮するには、「エコ中心主義」を取る必要はなく、むしろ「人間中心主義」を定義しなおせばよいとする論点である。「エコ中心主義」は、主として環境倫理学において提唱された考え方であるが、ここでは、人間だけが価値の中心に位置することへの疑問が提示されていた。人間にとっての価値尺度で環境世界を評価することが、結局は人間による環境の「道具的な利用」に通じていくとされたのである。

これに対して、ヘイワードは、価値についての判断は人間だけができる（少なくとも現在の知見の範囲では）とする人間中心主義は、人間だけが固有の価値をもち、人間だけが倫理的な配慮の対象となる「種差別主義 speciesism」や「人間ショービニズム human chauvinism」とは区別できるとする。その根拠は、人間は自らの「自己利益」について啓蒙可能だからである。そこで両者の関係について、かれは次のように述べている。「その基本的な仮説は、もし人間が自らの最善の利益について十分に啓蒙されるようになるならば、人間は人間以外のものの最善の利益をも追求するようになるであろう、というものである。要するに、『啓蒙された人間中心主義は、世界の善は常に人間自身にとってもっとも意味のある善と一致する、ということを認識する』のである」(Hayward, 1995 : 60)。

このような関係が了解されれば、人間だけが「道徳的な主体 moral agents」であるとしながらも、人間以外の存在は「道徳的な受苦者 moral patients」として人間の道徳的な配慮の対象となりえることになり、「穏健な人間中心主義 moderate anthropocentrism」でエコロジ的な問題関心は十分考慮できるといっているのである (Hayward, 1995 : 59)。

②環境的価値についての「理にかなった多元主義の事実」の承認

人間以外のものの「本源的な価値」や「固有の価値」が否定され、価値判断における人間の主体性が認められるということは、価値についてのさまざまな人間による多様な判断をも許容することになるであろう。一言で「環境を守る」ことは「善」だといっても、守るべき自然の価値については、天然資源としての価値、レクリエーションの価値、科学的探究対象としての価値、審美的な価値、さらには宗教的な価値など、多様な価値が考えられる。したがって、J・ロールズが言う意味での「理にかなった多元主義の事実」が環境的価値については承認されなければならない。つまり、ベルが言うように、「政治的自由主義者にとっては、民主的社會において理にかなった人々によって抱かれる理にかなった倫理的教義は、多元的だという事実、これが理にかなった多元主義の事実であり、それが意味しているのは、異論のある倫理的要求に訴えることによって、社会の基本的制度を支配するような政治的正義の原理を擁護することは理にかなっていないことである。したがって、環境についての異論のある形而上学的、倫理的主張やそのなかにおけるわれわれの位置についての主張は、政治的正義の原理を正当化するのに使うことはできなく」(Bell, 2005 : 28)、「とこうことになるのである」。

③「基本的ニーズの提供者」としての環境

「倫理的教義の多元性」が承認されるならば、環境を守るというのも、一つの「倫理的教義」とされて、結局、環境保護という善は、正義の基底性ないし優先性の前に道を譲ることになるのであろうか。そうならない方法として考えられるのは、どのような環境的価値を抱懐する教義であつても、その前提となる基本条件を提示することであろう。言い換えれば、ロールズであれば「重なり合う合意」と呼ぶようなものが、環境問題について提示できれば、「倫理的教義の多元性」を承認しつつ、環境的シティズンシップを提唱できるようになるであろう。そのようなものが環境問題で考えられるであろうか。これに応えた概念が、「生存 survive」という基本的ニーズを充足させてくれる環境という概念である。この概念について、ベルは次のように指摘している。「基本的なニーズの提供者としての環境という概念は、理にかなった多元主義と調和する。なぜならば、理にかなったいかなる包括的教義も、そうした概念の事実的あるいは規範的な要素のどちらも否定できないであろうから。どのような理にかなった教義も、人間の生存が物理的な環境（大気、水、食料、住居）に依存していることは、認めるであろう。同様に、理にかなったいかなる教義も、生存を善として、つまり、ほかの善を追究する前提条件とみなすであろう」(Bell, 2005: 28)、と。このように、「環境的価値」の内容についての相違があつたとしても、環境が人間の基本的ニーズの供給源の一つだという「事実」は拒否できないというところに、環境保護の根拠を求めるのである。

④憲法上の人権としての環境権

前項のような「基本的ニーズ」が確認できるならば、それを根拠にして「環境権」としての「環境的シテイズンシップ」が語られるのではないかと、予想できるであろう。実際、ベルもヘイウォードもともに「環境権」を提案しているが、この権利の規範的な重要性については、特にヘイウォードが詳細に論じている。彼は、一九九七年の時点でおよそ三〇カ国が憲法に環境権を規定していることを前提にして、こう問題を設定している。「何らかの所与の国家、少なくとも近代立憲民主制の特徴を備えた国家は、環境権を憲法に組み入れるべきであろうか」(Hayward, 2005 : 3 強調はヘイウォード)、と。この普遍主義を指向した疑問に対して、彼は次のように応えている。「この疑問への肯定的な解答——それは私が最終的に定式化するようになるものだが——の核心には、以下のような基本的な議論が含まれている。すなわち、自らの健康と福祉にとっての適切な環境への各人の権利は、基本的な人権である」(Hayward, 2005 : 3 強調は丸山)、と。

この応答に示されているように、ヘイウォードの主張の核心は、環境権を「健康と福祉にとって適切な環境への権利」という実質的な権利として、そしてそれが普遍的な人権として承認されるべきことを擁護することにあった。実質的な権利は、実際の権利保障の場面で、具体的な文脈によっては異論が生じうるが、そのことは、実質的な権利としての「環境権」の意義を失わせるものではない。なぜなら「環境権という」権利の内容が表明される個々の条件については不可避的に異論の余地が存在するだろうが、しかし、この点では、この権利は、宣言的制定による他の人権と何ら異なるわけではなく」(Hayward, 2005 : 31) からというのが、ヘイウォードの立場なのである。

⑤公私区分と限定的な義務

最後に触れるべき論点は、環境的市民の義務であろう。この点では、本節の①で見た「政治的メンバーシップ」と「道徳的メンバーシップ」の区別が重要であると思われる。資格の要件を区別するということは、そこで求められる責務に違いをもたらすからである。ここから、公的義務と私的責任を峻別する姿勢が看取れると思われる。実際、ベルは明確に両者の違いを指摘している。「自由主義的な環境的市民は、地球的な環境的正義の促進に寄与するであろう個人的な選択 personal choice をする義務はもってはいない。かれらの公正な取り決めに促進する義務は、公正な取り決めに既存の不正義な取り決めの内部で個人的に行動する act politically 義務である。それは、他の人々の環境権を保障するために既存の不正義な取り決めの内部で個人的に行動する act privately 義務ではない」(Bell, 2005: 34)。この峻別からすれば、仮に自家用車に乗る機会を制限するような法律が公正な取り決めに従って制定されたならば、諸個人はこの法律に従う義務が生まれるであろうが、そうでない状況下で自家用車の使用を抑制する責務は生まれないことになる。そうするかどうかは、あくまでも「自主性」に委ねられることになるのである。「自由主義的な環境的市民は、地球的な環境的正義の促進に努めるが、多くの事柄は他の人に委ねる。彼らにあまり多くのことを求めてはならない」(Bell, 2005: 34)、と義務を限定し、公的≡政治的義務以上の過大な要求をしないのが、このシティズンシップの特徴となっている。

2 市民的共和主義に依拠する緑のシティズンシップ

一章でみたように、自由主義よりも古くからシティズンシップについて語ってきたのは、共和主義であった。そこで、市民的共和主義に依拠して環境的シティズンシップを構想する論者が存在する。その中では、J・バリーが、

もつとも明快にこの伝統との連続性を表明している論者であると思われる。

彼は自らの理論構築に際しての方針に関してこう表明している。「私は、緑のシティズンシップの可能な実践を探究するために、シティズンシップの共和主義的な伝統と概念を利用する。緑の共和主義の視点を採用するのは、積極的なシティズンシップが中心となっているもつとも強韌で長年続いてきた政治的伝統にそれがなっているからだけではなく、美德に基礎を置いた道徳的・政治的 moral/political 視点に対してそれが開かれてもいるからである」(Barry, 2006 : 22) 。

では、この市民的共和主義の視pointsの採用は、どのような環境的シティズンシップ論を生み出すのであろうか。ここでは、4点ほどの論点でまとめてみたい。

①実践と共通のアイデンティティとしてのシティズンシップ

緑の政治理論においては、民主主義と環境保護とを媒介する概念として熟議民主主義がしばしば要請されている。⁽³⁾ バリーも、そうした例に洩れずこの問題に関心を示している。「持続可能性の概念は本質的に不確定で規範的な性格を持っている以上、それは、権威的に『賦与される』ものとしてではなく、討議的に『生み出される』ものとして理解されるべきであることを意味している」(Barry, 1996 : 116)。⁽⁴⁾ このように、持続可能性と討議とを結び付けようとする場合、重要なのは、討議では各人がもつ願望の強さや生活様式への希求の強さで物事が判断されるのではなく、それらに与えられる「理由」で判断されることである。エコロジカルな世界認識のもとでは、あらゆるものがあらゆるものと関係している、とされる。各人の生活は、他の人の生活に広範な影響を与えるのである。だと

すれば、各人の暮らしに関わる選択は、理由の表明が迫られ、公共的な正当性が求められてくるのである。その結果、こうした「正当性のテスト」に耐えられた理由が「正しい理由」として納得され、各人は「市民」としての視点から、持続可能性に関わる問題に対処するようになるのである。このような民主的市民の役割の側面から、「シティズンシップは、個人と社会の制度的なレベルとをつなげる媒介的な実践として、さらにまた、それ以外の点では共通性のない諸個人を、共通利益をそなえた集合体として一つにまとめていく共通のアイデンティティ *common identity* として、理解される」(Barry, 1996: 123) ののである。

② エコロジー的「美徳」の涵養

今みたように、このシティズンシップでは、「共通のアイデンティティ」をもつことが求められているが、このアイデンティティとは、具体的にはどのようなものなのであろうか。これについては、バリーの「エコロジー的美徳」論が手掛かりになると思われる。

バリーは緑のシティズンシップ概念について次のような説明を加えている。「私が注目したいのは、倫理的な観点からすると、『エコロジー的美徳』の実践が、この緑のシティズンシップ概念を構成していることである。この概念の重要性は、次の点にある。すなわち、緑のシティズンシップの実践を過程として——そこにおいて個人の選好が、省察、正当化、論争の結果としてだけでなく、美徳が選好を教育し洗練するがゆえに、修正されていく可能性をもつことになる過程として——みなすことができるのである」(Barry, 1999: 65, 強調は丸山)、と。選好の変容は、討論をしさえすれば生まれるのではなく、むしろ、選好の変容を受け入れる前提条件としての内面的な態度

が必要なのである。それが、美德である。市民がシテイズンシップを備えた市民たる所以は、このような「美德」を備えているが故なのである。

だが、これだけでは「市民的美徳」ではあっても、「エコロジ的」とはまったく言えない。では、「エコロジ的」と呼べる美德はどのようなものなのであろうか。この点について、バリーは、「エコロジカル・スチュワードシップ」と言い換えることによって、その具体的な姿を明らかにしている。「エコロジ的な用語を使えば、美德とは、個人とその人の利害とその人が住む（社会的及び自然的な）環境との間に最善の「適応状態」を見出すのを手助けする性格特性、存在様式、と見なすことができる。緑の立場にとつて美德の意義は、長期的な（つまり持続可能な）幸福が短期的な自己利益を充足させたいとする欲求によって犠牲にされたり、ないがしろにされたりしないようにするには、自制、賢慮、先見の明が必要となることにある。このことこそ、本書の全体を通して論じられるように、エコロジカル・スチュワードシップの本質である」（Barry, 1999: 35）。この引用にもあるように、バリーのシテイズンシップ論は、結局のところ、このようなスチュワードシップを備えた市民になることを求めるものであるが、この理念は理念でまたその原基を持っている。それは、西洋における「良き農民」の倫理である。「道徳的理想としてのスチュワードシップは、この倫理的伝統が発展してきた場である農業という文脈において、最も明確に表現されている。農業的スチュワードシップは、「良き農民」が育みたいと望むであろう一連の相互に関連した性格的特徴を表している」（Barry, 1999: 255）。

自営で農業を営む農民は、直接的・短期的な誘惑に抗って、将来を見越した長期的な利益をもたらす農地の「賢明な利用 wise use」に努め、家畜に対しても「工場畜産」のような単なる「食料資源」としての関わりではない飼

育に努める。つまり、「濫用 abuse」を回避して「利用の倫理 ethics of use」を保持すること、これが、エコロジック的美徳の原基となり、そのような美徳の涵養に努めてエコロジカル・スチュワードシップと呼べる性格特性を身につけることが、環境的シティズンシップの内容となるのである。

③ 私生活までを含めた責任としてのシティズンシップ

美徳の涵養がシティズンシップの中核となり、しかも現代社会の大多数の人々が農業から切り離されて生活しているという現実からするならば、このシティズンシップはどこで形成されるのであろうか。古典的な共和主義は、「自由」の領域である公的領域に比べて、「必要」の領域である私的な領域を軽視していた。しかしバリーによれば、現代社会においては、市民の大半のエネルギーが注がれるのは、公的領域ではなく、むしろ私的領域である。私的領域も労働生活、家族や家庭での生活などさまざまな局面をもっている。そうした中でバリーが注目するのは消費である。「市場化された商品とサービスの購入と使用という意味での消費は、家庭的領域と公式の経済領域とにまたがって展開しているが、環境破壊へのその寄与の観点とアイデンティティの主要な現代的形態の観点との両者において中心的なもので、それ独自に扱われるに値する」(Barry, 2006: 38)、というのである。

ここで、彼が消費を特に取り出しているのは、環境政治理論の世界では、環境的に持続可能な社会を作り出すためには、人々が「消費者としての関心から市民としての関心をもつこと」がシティズンシップの重要な論点だとした、M・サゴッフの議論(Sagoff, 1988)がよく知られているからである。バリーに言わせれば、このような「あれかこれかの二元論」的思考は、エコロジー的美徳にはふさわしくない。「消費の領域と消費者としての存在様式

とは、エコロジー的美徳の実践のための場となりうる」(Barry, 2006 : 38) し、さらに言えば、「消費者、両親、家庭人、生産者、労働者、として可能なエコロジー的美徳が存在する」(Barry, 2006 : 38) からである。つまり、「緑のシテイズンシップ概念の内に存在する『市民的美徳』は、市民であることの義務が、形式的な政治的領域を超えて進むということ意味している」(Barry, 1996 : 126, 強調は丸山) ので、私的領域における責任をも引き受けるものとして、シテイズンシップは捉えられるべきだといふのである。

④ 緑の国家による「美徳」の教化

最後の論点は、このような「美徳」をどのようにして身につけるかである。一九九九年の著作でバリーは、共和主義的なシテイズンシップにおいては、自由主義以上に責任あるシテイズンシップを求めるために、ある程度の「強制」の契機がそこに含まれざるをえなくなることを指摘していた。「自由主義的な議論において見出されるものよりも大きな責任を持ったシテイズンシップを擁護する共和主義の議論の中には、一定程度の強制が含まれている。共和主義的観点からすれば、『純粋なシテイズンシップにとって適切な道徳的エートスは、それ自身で生まれてくるものではない。つまり、それは権威的に教え込まなければならない』」(Barry, 1999 : 233, 強調はバリー)。

『』の中の引用文は一九九〇年に公刊された他のシテイズンシップ研究者からのものであるが、引用中にわざわざバリーが強調を加えたように、共和主義が求める「美徳」は自然に任せておいて身につくものではないのである。ただし、この時点では、緑の政治がそのようなところまで進むかは、経験的な条件によるとし、環境問題の深刻さに対する社会的な切迫の認識が強まれば、「緑の市民の強制的な創出を擁護するエコ権威主義的議論」(Barry,

1999 : 233) が受け入れられるときも来るだろうとしていた。

しかし、このような関心は、二〇〇六年の論文ではより具体化されている。つまり、そこでは、兵役と同じような形態として「持続可能性という目標のための（国家によって遂行される）強制的役務」が検討されている。それは、汚れた海や川の清掃、コミュニティ単位でのリサイクル事業での作業、貧困地域での社会活動、社会的不平等を軽減するキャンペーンへの協力、環境教育への参加、海外への開発援助や人権擁護活動への参加など、「すべての市民が持続可能性の諸活動の領域に関与するために、自分たちの時間の一部を割くという形態をとる」(Barry, 2006 : 29) ものである。

バリーは、こうした提案が保守主義や右翼との連想で、特に緑の運動家や思想家から忌避されることは承知しているし、またこうした「異論の多い」考え方だけを推奨しようとするものではない、と断ってはいる。しかし、ある種の緑的な原則にそれが一見して反しているからというように、まともに考えることさえ拒絶する姿勢には厳しい警告を与えている。そして、このような提案が肯定的なものとして受け入れられる条件を考察し、国家自身が「緑的になっっている」、つまり持続可能性を目指す国家の命令にその根拠を求めている。「こうした異論の多い、義務を基礎とする／強制的なシティズンシップの実践がなんらかのポジティブな可能性ないし含意をもつかは、ある点では、こうした義務的労働ないし時間を要求し強要する国家が緑的ないし緑化している国家であるか否かに依存している」(Barry, 2006 : 30)。兵役との連想だけで判断するのではなく、求められている「緑的な必要労働」の内容及び、そうした命令が出される民主主義的な正当性で考えるべきだ、というのがバリーの主張である。

3 エココミュニケーションに立つ環境的シテイズンシップ

現代の環境運動は、近代社会の基本的な前提に疑問を投じる側面をもっている。そうした疑問の一つには、西洋近代における人間中心主義的で個人主義的な存在論がある。この存在論に疑問を投じるエコロジストの視点は「エココミュニケーションズム」と規定できると思われる。というのも、大森秀臣による「リベラル・コミュニケーション」論争の簡潔な整理によれば、「リベラル・コミュニケーション」論争の論争点は三点に集約でき、それらのコミュニケーション側の立場は、いずれもそうしたエコロジストにも当てはまるからである。すなわち、大森によれば、論争点の第一は、「自我とはどのような存在なのか（原子論的自我か位置づけられた自我か）」をめぐる人間についての「存在論」的な相違、第二は、「どのような社会が最も望ましいか（道具的な共同体か、個人のアイデンティティの一部となる構成的な共同体か）」をめぐる理想的社会像の相違、第三は、「(共通)善を優先させるのか、それとも正義を優先させるのか」という倫理的に優先される規範の相違であるという（大森、二〇〇六・二八―三二）。エコロジズムの提唱者の多くは、人間共同体を超えた自然世界ないし自然物と人間との接続的な共同性を重視し、生態系の健康を目標としているのである。ここではそのなかでも特に、シテイズンシップの議論を展開しているD・カーティン、M・トマショウ、F・マシューズ、M・スミスのテキストをもとにして、エココミュニケーションの環境的シテイズンシップ論をまとめてみたい。

① 関係的自我

エココミュニティアンを自称しているF・マシューズは、独立した個人の自由と自己統治 self-rule を目標とするガバナンスのシステムを「自由民主主義」と命名し、少なくとも二つの相互に関連しあつた理由から、それがエコ中心の見方とは相容れないものとなることを主張している。その二つの理由とは、第一が道徳性 morality であり、第二は、アイデンティティである (Mathews, 1996 : 68)。

彼女によれば、自由民主主義では、あらゆる人々の自律性に対する公平無私な尊重という道徳は存在しているが、それは実際には、メンバーに対する道徳的ないし利他的なコミットを求めないことにつながる。各人は、自己統治することへの関心だけを持つことによって、他者に対する無関心を正当化できてしまう。このことがエコロジー的な配慮を求める政治にとっての障害になる。なぜなら、「私も私の子どもも、決して人間以外のものにはなりえない以上、どのような状況下でも自らの自律性を守ろうとする私の関心は、人間以外のものに自律性を付与するようには私を導かないであろう」(Mathew, 1996 : 69) からこのようである。

もちろん、こうした主張に対しては、自由民主主義では、エコ中心的な価値を抱懐することは禁じられていないし、もしその価値を実現する政治を実現したいなら、そうした価値観を抱いた人々が他の人々を説得すればよいだけのことだと反論されるであろう。しかし、彼女によれば、そうした説得は現実にはほとんど起こり得ないのが、自由民主主義なのである。それは、一つには、そうした「エコ中心的な関心」はそれを「抱いている人」のものではない、と他の関心と同列のものとして相対化されてしまうことと、そうした関心は「心理的」ないし「審美的」なもので、「パンとバター」のようなより直接的な物質的関心よりも「軽い」ものとみられやすいからである。だが、それらよりもさらに重大な理由が他にある、と彼女は言う。それが先に二番目の理由として挙げられた「ア

アイデンティティ」である。

彼女が言う「アイデンティティ」とは、自己をどのようなものとして認識するかを指す言葉である。この自己認識で彼女が問題視するのは「個人主義」である。というのも、「自由主義的な個人の側における他者への内在的ないし決定的な関心の欠如は、まさにその個人主義による働きにある」(Mathew, 1996: 71) からである。

彼女によれば、この個人主義によって人々は人間的自然を「利己的なもの」として捉えられ、社会制度もこの人間観を基礎にして作り上げられていく。個人間の競争を支える社会的なハイアラーキーが作られ、個人は常に流動性のなかに投げ込まれる。社会は原子論的な個人からなる集積物として捉えられ、個人はあたかも「一人で立っていられる」かのように捉えられる。世界は個別単位で理解され、理性の身体への優位、人間の自然に対する優位などの二元論的な序列化が進行していく。

こうした事態から解放されるには、何がカギとなるのか。そこで提出される解答が「関係的自我」観である。彼女は次のようにこの概念を説明している。

人間のアイデンティティ形態が、他者からの独立性によって定義されるのではなく、他者との関係性によって定義されるならば、それは、自由主義的な個人主義が提供するものとは異なって、エコ中心的な政治体にとってより適切な存在論的基盤を提供するようになるであろう。それは、自由主義の「切り離された自我」ではなく、「関係的自我 relational self」である。…「関係的自我」から帰結することは、システムのないし関係的な原理として特徴づけられるであろう。関係的な視角からすれば、現実には、単位に分割できない。現実はいしる

システムないし関係のウェブである。こうした事態においては、諸個人は、ほかの個人との関係によって構成される。そしてこうした関係こそが個人のアイデンティティを決定する。このような個人はもはや孤立しえない。彼らのアイデンティティは論理的に、ほかの人のアイデンティティと噛み合わさっている (Mathew, 1996 : 74)。

②アイデンティティからコモンズを経て共通善へ

自我がこのように関係的なものであるとしても、関心自体が自分に向けられたものであれば、共同的な事項への関与までは生まれまいであろう。この自己から共同性までを結び付ける媒介的な概念がコモンズである。この点に關して、関係的自我認識を「エコロジー的アイデンティティ」と呼ぶM・トマショウは、次のように指摘している。「環境主義者にとっては、コモンズというアイディアは、コミュニティに内在するものである。それは、エコロジー的アイデンティティとコミュニティ生活とを結びつけ、したがって政治参加のための文脈として役立つ、重要な概念である。…人々は、コモンズへの共有されたコミットメントに基礎を置いて共通のアイデンティティを形成している。これはコミュニティ生活の接着剤となり、私的関心と公共的関心との融合を表している」(Thomashaw, 1996 : 92)。

コモンズは井上真が自己の定義で述べているように、天然資源の共同管理制度及び、その共同管理の対象となる天然資源そのものを指している(井上、二〇〇四：五一)。対象物と同時に対象への共通の関心と共通の参加、決定までも包摂するこの概念が、コミュニティアンにとって基本となる共通の関心へとつないでいくのである。

さらにまた、こうしたコモンズの認識は、地球的レベルのコミュニティにまで広げることが可能である。というのも、関係的自我認識は、小さなエコシステムからエコシステム相互を束ねた地球大のエコシステムまで切れ目なくつながりあっているからである。したがって、「エコロジー的アイデンティティの形成は、地方的および地球的なエコロジカル・シティズンシップに寄与する。アイデンティフィケーションのサークルを拡張することによって、グローバルなコモンズは地方的な隣人性となる」(Thomashow, 1996: 101) というのである。

③ アイデンティティとしてのシティズンシップ

ここまで見てきたように、エココミュニティアンにとっては、エココミュニティの一員としての自己認識こそが、すべての議論の出発点になっている。そのことは、シティズンシップについても同様である。この点について、「土地に根差した倫理」を自著(Curtin, 1999)で主張しているD・カーティンは、環境的シティズンシップについて次のように指摘している。「自由主義は、われわれがすることをわれわれが何者であるかから切り離すように主張するが、エコロジカル・シティズンシップは、道徳的なアイデンティティは感情的であると同時に構成的でもある伝統への継続的な参加によって涵養されるのだ、というアイディアに依存している。要するに、エコロジカル・シティズンシップは、われわれは何者であるかある点では規定している公共的なエコロジーの実践のなかで機能する、エコロジカルなアイデンティティを發展させる能力に依存しているのである」(Curtin, 2002: 299)と。ここで、彼が「感情的であると同時に構成的でもある伝統」としているのは、地域的に維持されてきたコミュニティが、一方では「感情的な絆」を出発点としながら、同時に、そうした伝統は不断の問い直しによって反省され

「構成」され直していくことを指している。そこで、コミュニティにとつての良き市民が問題となるときには、この両面での道徳的なアイデンティティが問われることになる。だが、カーティンに言わせれば、感情的に捉えられるコミュニティのほうがそのような場合には、より基底的なものと考えられている。なぜなら、「感情的なコミュニティは、世界に対するケアの初発の条件である。もしわれわれが何かについてケアできないなら、単なる事実として、構成的なコミュニティを作り上げるという要求はわれわれの耳に届きはしないであろう」(Curtin, 2002: 299)から。コミュニティへの感情的なケアというアイデンティティこそが、コミュニティの要求に応える源になる、というのである。

④公私区分ないし政治的共同体と道徳的共同体の区別の不可能性

すでに②のコモンズへの関わりにも表れていたが、エココミュニティにおいては、エコロジカルな責任に公私の区別は存在しない。生命を維持するエコシステムは、非常に大きな複雑さと相互連関性、そして人間の理解能力を超えた不確定性を備えている。そうであるならば、人間の行動に関して、ここまでは公的な責任で、ここからは私的なものだとするような責任の区分は意味のないものになる。エコロジズムを提唱するM・スミスが言うように、「これまでは不可侵とみなされてきた多くの基本的な個人的選択は、異議にさらされるようになるであろう。このことは、公的―私的境界におけるさらなるシフト以上のものを含んでいる。なぜなら、それは、区別それ自体の消滅を意味しているからである」(Smith, 1998: 99)。

彼がこのように語るのには、環境に対する責務の追及は、問題やその表れ方という特殊な文脈によって異なってい

くからである。たとえば、水質汚染の問題は現世代と子孫への責任の間と水生生物への影響の問題を喚起するが、核廃棄物の処理や保管の問題は、遠い将来世代への責任の問題を喚起する。責務を負うべき対象が異なれば、その責務を負うようになる根拠も変わっていく。そこで、緑の運動からの声として、スマイスは次のように主張している。「緑の運動〔の立場〕に立つエコロジカル・シティズンシップの提唱者たちは、政治的分析と倫理的な研究との間の砂に明確な線を引く必要性に疑問を感じている。なぜなら、たとえこの線が引かれたとしても、依然としてどちらの側にも砂が残るからである。特に、この区別は、戦略的思考を禁止し、求められている変革の種類は倫理・政治的 *ethico-political* な変革であることを認識できなくしてしまう。∴われわれが「コミュニティ」に暮らす時には、われわれは同時に市民であり、人間であり、エコロジ的に位置づけられている。何が問題になるかは、いかにシティズンシップが定義され、どのような責務を人間が（異邦人からエコロジシステムまでの）他者に対して持つかによるのである」(Smith & Pangasapa, 2008: 77-78) と。

4 (ポスト) コスモポリタニズムに立つ環境的シティズンシップ

近年におけるシティズンシップ論には、グローバル化という現実に応えようとするシティズンシップ、すなわちグローバル・シティズンシップないしはコスモポリタン・シティズンシップが存在する。こうしたシティズンシップ論では、その必要性の根拠として地球レベルでの環境問題の深刻化がしばしば挙げられている。この課題を環境政治理論の側で果たそうとするのが、この視点であり、ここには最近の環境的シティズンシップ研究の中心に位置するA・ドブソンが存在する。ドブソンは、今まで見てきた3種類の環境的シティズンシップと問題関心や議論の

ある部分では重なりながらも、独自の視点をも打ち出している。そこで、それぞれの異同を中心にかれの論点をまとめてみたい。

①自由主義的な権利のシティズンシップだけでは不足

ドブソンはまず、広義の環境的シティズンシップのうち、自由主義的な観点からそれを捉えるものを「環境的シティズンシップ」と呼び、自らが提案する狭義の「エコロジカル・シティズンシップ」と区別した用語とすることを求める。その上で、こう指摘している。「改めて強調しておきたいのは、エコロジカル・シティズンシップが環境的シティズンシップよりも政治的に価値があるとか重要だと考えているわけではないことである。政治的な観点からすれば、環境的シティズンシップとエコロジカル・シティズンシップは異なる領域で組織化されているが、同一の目標、すなわち持続可能な社会、を指すものとして両者ともに理解することができるという点で、相互補完的なものだと私はみなしている」(Dobson, 2003 = 2006 : 89 = 113)。ここでは「政治的」という理解がポイントとなっている。現実の政治世界は、自由主義制度が圧倒的な存在感を持っている以上、それに準拠する「環境的シティズンシップ」は政治的には有意義なのである。

ではなぜ、それにも関わらず「エコロジカル・シティズンシップ」を提唱しなければならないのか。その理由をドブソンは二つ挙げている。一つは、「環境的シティズンシップという権利を基礎とした見方がシティズンシップと環境との関係を描ききっていると考えるのは誤り」(Dobson, 2003 = 2006 : 94 = 119)だからであり、もう一つは、「これとも重なるが、「環境とシティズンシップとの遭遇が自由主義的な偏差として捉えられるし、描ききれぬ」と

するため、シテイズンシップの伝統を超え出ることができなく (Dobson, 2003 = 2006 : 90 = 114) ことである。ドブソンは、「エコロジカル・シテイズンシップ」がこれまでの「伝統を超え出て行くところ」に、その考究の意義を置いているのである。

②市民的共和主義でも不足

ドブソンは、シテイズンシップの伝統を自由主義と市民的共和主義の二類型に分ける見方を取っている。では、後者のシテイズンシップの伝統については、どう見ているのであろうか。

まず彼は、自由主義と市民的共和主義の二つの伝統の間では、後者のほうが、エコロジ運動との共振性が高いことを認めている。その共振性としてかれが認める要素は、3点ほどある。「共通善への注目とそれと関連した権利よりも責任を称揚する点、政治的美徳の力説、そして積極的な市民という考え方」(Dobson, 2006 : 222) である。持続可能性という社会的目標は共通善とみなせるし、そのための責任を果たす美徳は称賛され、積極的な参加は環境問題解決のための必須条件になるからである。これらの点では、市民的共和主義の伝統は、「エコロジカル・シテイズンシップ」を構想する上で、大変強力な武器庫となりうるのである。

しかしながら、彼はそこに重大な欠陥が二つあると考えている。一つは、伝統的な市民的共和主義で捉えられてきた美徳の内容である。それらは、勇氣、指導力、自己犠牲、軍務など、いわゆる戦闘に必要な「男性的美徳」である。しかし、ドブソンからすると、「エコロジ的文脈で言われる美徳は、ケア、関心、共感である」(Dobson, 2006 : 226) と違う。後者はフェミニズムが注目している美徳であり、基本的に「私的」とされてきた領域で有効

な美德である。現代の環境問題における私的領域の重要性と、環境に対する「良き行動」の多様な理由を考えると、この「私的領域」と「女性的な美德」への関心の欠如という点で、市民的共和主義には欠けたところがあるというのである。

さらにもう一つ問題点が挙げられる。それは、この伝統が領土性と結びついている点である。多くの環境問題（地球温暖化、オゾン層破壊、酸性雨など）は言うまでもなく、国際的な問題であり、この問題特性は、国境をそもそも無効にする特性をもっている。そこで、「かりにエコロジカル・シティズンシップが何らかの意味あるものになるとすれば、それは現代的なシティズンシップともっとも標準的に結びついてきた領域、すなわち国民国家、の外側でしか、そうなりえない」(Doobson, 2003 = 2006 : 97 = 122)。権利を力説する自由主義と同様に、義務を力説する共和主義でも、特定の領土との結び付きは非常に堅固になっている。むしろ、この領域性から離れたシティズンシップこそが、環境問題では必要だというのである。

③コスモポリタニズムの不十分性

こうした環境問題の国際性とシティズンシップ論の伝統や、近年におけるグローバル・シティズンシップ論の台頭を考えると、ここで次に考慮すべきは、現代のコスモポリタニズムであろう。実際、ドブソンはこれについても詳細な検討を加えているが、そこでも問題にするのは、このコスモポリタニズムの不十分性である。彼が問題にするのは、主に次の2点である。

一つは、現代のコスモポリタニズム、特にD・ヘルドのそれがグローバル化を単なる相互性の視点からみた相互

依存性でとらえることに置かれている。こうした見方に対してドブソンは、V・シヴァの「北だけはグローバルに存在していて、南はローカルにしか存在できない」という指摘を正当なものと評価する。この見方からすれば、グローバル化は結果としての不平等を引き起こすだけでなく、過程自体がすでに「非対称性」をもっていることになる (Dobson, 2003 = 2006 : 13 = 16)。この「いつもすでに」生まれている「非対称性」の現実を、この種のコスモポリタニズムは認識していないというのである。

第二の批判点は、コスモポリタン共同体のメンバー間の結び付きの説明に向けられている。ドブソンによれば、「開かれた対話へのコミットメント」を提唱する「対話的コスモポリタニズム」も、国際的な分配的正義に関心をよせる点では評価できる「分配的コスモポリタニズム」もともに、「共通の人間性」にグローバルな共同体の絆を求めている。こうした絆は、道徳的な人格理論に負っていて、精神的なものでしかなく、彼の判断では「薄い」ものでしかないという。こうした根拠では国際的な政治的責務の源泉としては弱い。むしろ「精神的な活動によって創りだされるのではなく、不平等で非対称にグローバル化していく世界における日常生活の物質的な生産と再生産によって創られた、共同体の絆についての厚い物質的な説明」 (Dobson, 2003 = 2006 : 30 = 37) が、必要だということである。

④ ポストコスモポリタン環境的シティズンシップ

こうしてようやく彼が提案する独自の視点が見えてくる。このシティズンシップは、まず、私的領域の重要性をその出発点としている。「エコロジカル・シティズンシップは、少なくとももあるレベルにおいて、ジェンダー的な

市民的共和主義やその現代的表明から遠く離れるという責務を負ったシティズンシップである。：エコロジカル・シティズンシップは日常生活のすべてに関わっている」(Dobson, 2003 = 2006 : 138 = 176. 強調はドブソン)というのである。

もちろん、彼がこのように言うのは、現代では、環境に関わる各人の行動は、固有の意味での「私性」がなくなっているからである。「環境的観点からすると、あらゆる行為が公共的含意をもっている。生活をすれば、環境的資源に依存し、環境的廃棄物を残すことになる。人間という動物として、これは不可避である」(Dobson, 2007 : 281. 強調はドブソン)。したがって、「エコロジカル・シティズンシップ」は、私的な特性をもつのではなく、公共的な特性は保持したまま私的領域にも関わるようになったというのがドブソンの見解であった。

では、ドブソンがシティズンシップの公共的特性にこだわるのはなぜであろうか。それは、市民としての「政治的責任」と、人間としての「道徳的責任」とを区別し、前者に関わるこそがシティズンシップだと彼が見ているからである。彼は地球的規模での責務について二つの責務を区別する。「私は『道徳的な』責務観を善きサマリヤ人の責務として特徴付け、『歴史的な』責務観を善き市民の責務として特徴づけた」(Dobson, 2003 = 2006 : 98 = 123)。ここで、かれが「道徳的」責務としているのは、相手の現状に対する原因を自らは作っていないが、相手の苦境に対して何らかの助けをする責務のことで、いわゆる慈善にあたる。これに対して、「歴史的責務」というのは、何らかの先行的な原因、合意、関係を自らが作ったがゆえに相手を苦境に落とし入れた場合の責務で、この場合には私に責任があるので、それを果たすのは「慈善」ではなく「正義」になる。この二つを区別するのは、「慈善をしない(not do charity)のとまごたく同様に、「正義を果たさない(not do justice)」とはたしかに可能だ

が、たとえあなたが正義を果たさなくても、正義を果たさず責務は残り続ける」(Dobson, 2007 : 281. 強調はドブソン) からである。

こうなると、最後はこの歴史的責務をわれわれが誰に対して負うかが問題になる。ここでドブソンが注目するのが、エコロジカル・フットプリントという、ある定まった人口やその物質水準を維持するのに必要な環境資源や吸収資源を必要な土地(水域)面積に換算して表示するアイディアである。このアイディアからすると、過剰なフットプリントを残す人々は、それだけで他の人々のフットプリントを奪っていることになる。「エコロジカル・シテイズンシップの「空間」とはしたがって、国民国家という境界線や欧州連合などの超国家的組織といった境界線、あるいはコスモポリスという想像上の領土という境界線によって与えられるものではない。むしろそれは、個人とその環境との代謝的及び物質的關係によって創造されるのである。この関係こそが、エコロジカル・フットプリントを生み出し、このフットプリントが結果として影響を受けるものとの関係を生み出すのである」(Dobson, 2003 = 2006 : 106 = 134. 強調はドブソン)。こうして、道徳的共同体ではなく政治的共同体の一員としての責務という見地からして、フットプリントを過剰に利用できてしまう人々には「正義」を果たさず責務が生じ、それが「エコロジカル・シテイズンシップ」になるといえるのである。

なお、ドブソンは、エコロジカルな市民の共同体が根本的には、「人間のフットプリント」を根拠とした正義の共同体である以上、「人間以外の存在とは、市民的関係とは反した、道徳的な関係でしかありえない」(Dobson, 2003 = 2006 : 113 = 143) とみている。したがって、エココミュニティのように両者を区別しないことには賛同しない。

おわりにかえて

本稿は類型化を主題としていて、上述してきた特徴点を踏まえて、環境的シティズンシップについての4つの構想をいくつかの角度から最後に相互比較しておきたい。表1がそれである。この表についての詳細な検討は、紙幅の都合上ここでは差し控えるが、表中の「責務」についてはある種の傾向が認められるので、それについて最後に触れておきたい。この傾向を考える上で特に参考になるのは、ドブソンとバリーとの環境的シティズンシップの構想をめぐる論争だと思われる。

この論争は、バリーの次のような指摘を契機としていて、「ドブソンが『エコロジックなシティズンシップ』にとって重要だと認定している特徴の一つは、その非相互的な特性である。∴「他の種や将来世代に対する」こうした共感の非相互的意識は明らかに立派なものであるが、ドブソンのエコロジックな市民は、将来世代、人間以外のものの世界、そして世界の他の場所にいる見知らぬ人々に私心のない関心を示す点で、エコロジックな天使に等しいようなものである」(Barry, 2002: 145-6)。

このバリーの指摘は、実はドブソンの未公開の、しかも初期に構想されたシティズンシップ論(バリー論文の注にもあるが、それは公刊されたものではない)に対するもので、本稿で見たものに対するものではない。したがって、この指摘は、ドブソンのシティズンシップ構想の特徴を示すとはいえない。それにもかかわらず、これを取り上げたのは、その後のドブソンの反論が両者の構想の特徴を示しているからである。

表1 欧米の環境的シティズンシップの類型化

類型	自由主義的環境的シティズンシップ	共和主義的環境的シティズンシップ	(ポスト) コスモポリタン環境的シティズンシップ	エココミュニティ環境的シティズンシップ
政治思想的基盤	自由主義	市民的共和主義	コスモポリタニズム	コミュニティアリニズム
シティズンシップの中心	権利(環境権)	ステュワードシップの責務	国際的社会的正義の責務	エココミュニティへのアイデンティティ
シティズンシップの主たる局面	資格	活動	態度・活動	態度・活動
責務の根拠	権利尊重義務契約(他者の環境権侵害回避)	責務契約(利用と濫用の峻別)	不正義の補償(エコロジカル・フットプリントの補償)	共通善への参加(生命圏平等主義、生態圏の健康維持)
エージェンシー	人間	濫用できる人間	先進国の市民	人間・自然
代表的論者	Hayward, T.	Barry, J.	Dobson, A.	Smith, M.J.

ドブソンの反論は、公刊されたものに掲載されており、そこでドブソンは次のように自説の修正を語っている。「私の現在の定式については、次の点を明確にしておくべきであろう。つまり、たしかにエコロジ的な市民の責務は非相互的で非対称的な性格をもってはいるが、それは無制限ではないのだ。その責務は、エコ・スペースの正義にかなっていない分配のゆえに課されているのである。したがって、その不均衡が処理されれば、終了するのである」(Dobson, 2003 = 2006 : 121 = 154-155)。そしてさらに、逆にバリーのエコロジ的ステュワードシップ論こそ、求める責務が無限定だとした次のように指摘する。「エコロジ的市民の責務には限界があるというバリーのまったく異論の余地のない適切な要求にもかかわらず、バリーはこうしたものが彼自身のシティズンシッ

プではどうなるかについて、何の説明も提示していないのである」(Dobson, 2003 = 2006 : 121 = 135) と。

この論争が示しているのは、環境的シティズンシップが、「私生活」をも責務の対象とし、さらに自然への責務や将来世代への責務をできるかぎり視野に入れようとする、シティズンシップがその「道徳的特性」を強めることを示唆している。「善き市民」でいる道徳に限界はないからである。この点で、自由主義の環境的シティズンシップが「公的世界」にシティズンシップを限定していこうとするのは、こうした「過大な道徳的負荷」がまさに自由主義の基本原理に反すると考えられるからであろう。

他方、市民的共和主義とエココミュニティアンには、そうした限定は存在していない。市民的共和主義の環境的な「市民的美德」は、私的な生活においても発揮されるものであるし、エココミュニティアンにとっては、エコロジー共同体の一員としての責務には公私の区別は存在しないからである。

では、ドブソンのポストコスモポリタン・シティズンシップはどうであろうか。彼は、地球的規模で生じているエコ・スペースの不均衡が「不正義」であり、この不正義を矯正することが正義だとして、いわば「正義としてのシティズンシップ」を提唱している。そこで、ドブソンはそれが「政治的な責務」であって、「善きサマリア人」の慈善にみられる「道徳的な責務」とは異なるというのである。しかし、ドブソンの言う不正義を矯正する責務は、先進国に住む豊かで強い人々に生じる片務的な義務であり、逆説的ながら地球上のすべての市民の平等なシティズンシップではない。しかも、この不正義は、地球規模での市場経済の発展といういわばシステムによって生じたものである。ところが、シティズンシップに注目するがゆえに不正義の矯正は個人化されていく。その結果は次のようになっている。「共通の善」という政治的文脈に態度の変革についての規範的な熱中を結び付けることは、シティ

ズンシップを主として持続可能性を達成するための『政策オプション』として構成することを含意する。ある部分では、このことは、シテイズンシップを言説空間とみなすことを意味しており、ここでは諸個人は態度を涵養し、この態度が個人をして『自己の分をはたす』ことによってエコロジ的に責任ある仕方で行動するようにさせるであろう。リサイクル、緑の製品の購入、消費の削減、近隣での休日の過ごし方、コミュニティの環境イニシアチブへの参加等々」(Latta, 2007: 380)。

このラッタの指摘にあるように、「正義」という政治的な問題が個人化され、結局は、私的生活における市民的美德の追求に向かっている。それはまさに「ライフスタイル」の変更に焦点を合わせている。つまり、ここでの問いはこうなっている。「もしあなたが環境主義者ならば、どうしてそんなに環境にやさしくない振る舞いをするのか」(Neuteleers, 2010: 502)と。これは文字通り、シテイズンシップを道徳化する問い(偽善性を問題にしているから)だと言える。公私の区分、国境区分などの「境界を超えたシテイズンシップ」の構想が、結果的にシテイズンシップの公的特性を奪い、かえって、責務が「私事化」されていく傾向にあることは、注意しておくべき問題ではないだろうか。

注

(1) 緑のシテイズンシップ、環境的シテイズンシップ、エコロジカル・シテイズンシップ、それぞれの用語については、論者によって、基本的に同じだとするものと、明白に異なっているとするものがある。本稿では、すべてを指し示す用語として環境的シテイズンシップを使う。

(2) 彼のそうした対抗姿勢は、ドブソンの『シテイズンシップと環境』に対する徹底した批判論文(Hayward, 2006)にもきわめ

て強く表れている。

- (3) 典型的にはJ・ドライゼク (Dryzek, 1987 : 215)。
- (4) マッシュューズはこのような規定に関連した注において、自由主義を国家に限定するものとみなし、社会についてはそれ以外の立場を認めるような視点としてW・キムリッカをあげ、さうした理論は、(1)での考察の対象外となるし、また、自分の立場に近づいてみると表明している。(Mathews, 1996 : 96, n.4)

参考文献

- Barry, John (1996) "Sustainability, Political Judgement and Citizenship: Connecting Green Politics and Democracy," in Doherty, Brian / de Geus, Marius, *Democracy and Green Political Thought: Sustainability, Rights and Citizenship*, London: Routledge, pp. 115-131.
- Barry, John (1999) *Rethinking Green Politics: Nature, Virtue and Progress*, London: Sage.
- Barry, John (2002) "Vulnerability and Virtue: Democracy, Dependency, and Ecological Stewardship," in Minteer, Ben A. / Taylor, Bob Pepperman (eds.), *Democracy and the Claims of Nature: Critical Perspectives for a New Century*, Lanham: Rowman & Littlefield, pp. 133-152.
- Barry, John (2006) "Resistance Is Fertile: From Environmental to Sustainability Citizenship," in Dobson, Andrew / Bell, Derek (eds.), *Environmental Citizenship*, Cambridge: MIT Press, pp. 21-48.
- Bell, Derek R. (2005) "Liberal Environmental Citizenship," in Dobson, Andrew / Sätz, Ángel Valencia (eds.), *Citizenship, Environment, Economy*, London: Routledge, pp. 23-38.
- Curtin, Deane (2002) "Ecological Citizenship," in Isin, Engin F. / Turner, Bryan S. (eds.), *Handbook of Citizenship Studies*, London: Sage, pp. 293-304.
- Curtin, Deane (1999) *Chinnagounder's Challenge: The Question of Ecological Citizenship*, Bloomington: Indiana U.P.
- Dean, Hartley (2001) "Green Citizenship," *Social Policy and Administration*, Vol. 35, No. 5, pp. 490-505.
- Delanty, Gerard (2000 = 2004) *Citizenship in a Global Age: Society, Culture, Politics*, Buckingham: Open U.P. 佐藤康行訳『グローバル

時代のシティズンシップ——新しい社会理論の地平」(日本経済評論社)

- Dobson, Andrew (2003=2006) *Citizenship and the Environment*, Oxford: Oxford U.P. 福士正博・桑田学記『シティズンシップと環境』(日本経済評論社)
- Dobson, Andrew (2006) "Citizenship", in Dobson Andrew. / Eckerseley, Robyn. *Political Theory and the Ecological Challenge*, Cambridge: Cambridge U.P., pp. 216-231.
- Dobson, Andrew (2007) "Environmental Citizenship: Towards Sustainable Development," *Sustainable Development*, Vol. 15, pp. 276-285.
- Dobson, Andrew / Saiz, Àngel Valencia (eds.) (2005) *Citizenship, Environment, Economy*, London: Routledge.
- Dobson, Andrew / Bell, Derek (eds.) (2006) *Environmental Citizenship*, Cambridge: MIT Press.
- Dryzek, John S. (1987) *Rational Ecology: Environment and Political Economy*, Oxford: Blackwell.
- Hayward, Tim (1995) *Ecological Thought: An Introduction*, Cambridge: Polity.
- Hayward, Tim (2005) *Constitutional Environmental Rights*, Oxford: Oxford U.P.
- Hayward, Tim (2006) "Ecological Citizenship: Justice, Rights and the Virtue of Resourcefulness," *Environmental Politics*, Vol. 15, No. 3, pp. 435-446.
- Heater, Derek (1999 = 2002) *What is Citizenship?* Cambridge: Polity Press. 田中俊郎・関根政美訳『市民権とは何か』岩波書店
- 井上真 (二〇〇四) 『ロキンスの思想をめぐって』(岩波書店)
- Isin, Ergin. F. / Turner. Bryan. S. (2002) "Citizenship Studies: An Introduction", in Isin, E.F. / Turner, B.S. (eds.) *Handbook of Citizenship Studies*, London: Sage, pp. 1-10.
- Latta, P. Alex (2007) "Locating Democratic Politics in Ecological Citizenship," *Environmental Politics*, Vo. 16, No. 3, pp. 377-390.
- Mathews, Freya (1996) "Community and the Ecological Self," in Mathews, Freya (ed.) *Ecology and Democracy*, London: Frank Cass, pp. 66-100.
- 宮島喬 (二〇〇四) 『ヨーロッパ市民の誕生——開かれたシティズンシップへ』(岩波書店)
- Neuteleers, Stijn (2010) "Institutions versus Lifestyle: Do Citizens Have Environmental Duties in Their Private Sphere,"

- Environmental Politics* Vol. 19, No. 4, pp. 501-517.
- 大森秀臣 (二〇〇六) 『共和主義の法理論——公私分離から審議的デモクラシーへ』(勁草書房)
- Sagoff, Mark (1988) *The Economy of the Earth: Philosophy, Law and the Environment*, Cambridge: Cambridge U. P.
- Smith, Mark J. (1998) *Ecologism: Towards Ecological Citizenship*, Minneapolis: Minnesota U. P.
- Smith, Mark J. / Pangsapa, Piya (2008) *Environment and Citizenship: Integrating Justice, Responsibility and Civic Engagement*, London: Zed books.
- Steenbergen, Bart Vant (1994) "Towards a Global Ecological Citizen," in Steenbergen, Bart Van (ed.), *The Condition of Citizenship*, London: Sage, pp. 141-152.
- Steward, Fred (1991) "Citizens of Planet Earth," in Andrews, Geoff (ed.), *Citizenship*, London: Lawrence & Wishart, pp. 65-75.
- Szerszynski, Bronislaw, "Local Landscapes and Global Belonging: Toward a Situated Citizenship of the Environment," in Dobson, Andrew / Bell, Derek (eds.), *Environmental Citizenship*, Cambridge: MIT Press, 2006, pp. 75-100.
- Thomashow, Mitchell (1996) *Ecological Identity: Becoming a Reflective Environmentalist*, Cambridge: MIT Press.